

預金規定等改定のお知らせ

当社では、2019年4月1日(月)以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。
なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 対象となる規定

- ・期日指定定期預金規定(自動継続)
- ・期日指定定期預金規定

2. 改定内容

【改定内容(例)＜期日指定預金規定(自動継続)＞】

次の条項の下線部を追加します。

改定前	改訂後
<p>4. 利息</p> <p>(5)当社がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p>	<p>4. 利息</p> <p>(5)当社がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p>